

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第158号

## 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！

～受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ち掛ける手口に気をつけて！～

新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、持続化給付金を不正に受け取ってしまった人からの相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。受給資格がない消費者へ不正受給を持ち掛ける非常に悪質な勧誘事例があります。気を付けてください。

### 【全国事例】

学生時代の友人から無料通話アプリにメッセージが届き、「特定の会社を通じて申請すると、サラリーマンでも無職でも100万円の持続化給付金が受取れる。会社名はないが税理士がついてるので心配ない。給付金を受取ったら、その6割を会社と税理士に支払うことになる」などという誘われたが、不審だ。

(30代 女性)

### 【県内事例】

知人から、持続化給付金を不正に受け取ってしまったと相談を受けたが、どうすればよいか。

(当事者：年齢不明 男性)

### アドバイス

- 友人等から、「自営していることにして申請すれば、持続化給付金がもらえる」、「事業主でなくても持続化給付金の受給が可能と謳うサービスを勧められた」など、持続化給付金を不正に受給してしまった人からの相談が全国の消費生活センター等に複数寄せられています。
- 誘いに乗るなどして、受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を自営業者と偽って申請することは犯罪行為に当たると考えられます。
- 給付金を不正に受取ってしまった場合には、速やかに持続化給付金事業コールセンター（03-6831-0613）へ電話をするか、またはLINE（持続化給付金事務局ホームページ<<https://www.iizokuka-kyufu.jp/>>）に載っています）で返金意思を伝えるとともに、地元の弁護士会に相談してください。
- 不安に感じたり、困ったときは、迷わず消費者ホットライン「188（いやや）」番に電話してください。最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999